

2. 特別会計

特別会計は、特定の収入で特定の事業を実施したり、又特定の目的をもって資金を運用する場合など、一般会計と区分する必要があるものについて、条例により設けられる会計です。

各会計とも、当初予算に補正予算を増減した予算現額及び収入済額・支出済額は、表－2のとおりとなっています。

なお、国民健康保険直営診療所特別会計においては、平成20年度繰越明許費として1,004万9千円、農業集落排水特別会計は1,000万円、簡易水道特別会計は2,220万円をそれぞれ含んだ予算となっています。

表－2 平成21年度 特別会計予算執行状況（平成21年9月末現在）

（単位：千円、％）

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険	5,433,642	2,000,820	36.8	2,148,429	39.5
国民健康保険直営診療所	73,100	20,808	28.5	32,860	45.0
介護保険直営診療所	179	105	58.7	1	0.6
老人保健	46,012	2,215	4.8	693	1.5
介護保険	5,450,729	2,544,250	46.7	2,248,162	41.2
農業集落排水	260,832	65,575	25.1	89,561	34.3
公共下水道	121,094	29,692	24.5	47,241	39.0
浄化槽施設	43,523	19,272	44.3	16,276	37.4
簡易水道	353,330	158,770	44.9	156,455	44.3
後期高齢者医療	539,212	155,292	28.8	139,353	25.8
合計	12,321,653	4,996,799	40.6	4,879,031	39.6